

龍ヶ崎市 空家バンク活用促進事業

建替促進補助

NEW

令和8年

8月3日

受付開始

空家バンク登録物件の**建替え**を支援します！

空家バンクで
理想の土地を見つけた！
でも古い建物が
建っている・・・

自分たちの暮らしに合った
理想のマイホームに
建替えたい！



本市では、空家バンクに登録された物件の有効活用を
促進するため、**建替えに係る除却費用の一部を補助**します。



補助金の交付を受けるためには、事前協議が必須です

補助金申請をご希望の方は
まちの魅力創造課までご相談ください。

主な要件

- 1  空家バンク登録物件の購入者であること。(交渉申込が必要です)
- 2  空家バンク登録物件を購入後に除却し、跡地に新築すること。
- 3  昭和56年5月以前に建築された住宅であること。
- 4  市街化区域内に存すること。

など、要件がございますのでご確認ください。

補助金額

上限 **50** 万円
(対象費用 1/2)

交付の決定を受ける前に契約し、支払又は着手した場合は、対象外となります。

お問い合わせ先
申請先

龍ヶ崎市まちの魅力創造課 空家対策室
☎ 0297-64-1111 (代表)
受付時間 9時～17時(土・日・祝日・年末年始を除く)
〒301-8611 龍ヶ崎市 3710 番地

制度の詳細は市ホームページを
ご確認ください。

龍ヶ崎市 空家バンク



空家バンクへの登録も随時受付中です！ 詳しくは市ホームページをご覧ください。